

## 大津市定住促進リフォーム補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市に転入する者等がその居住する住宅のリフォーム工事を行うのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、本市における定住を促進し、市内産業の活性化と空き家等の有効活用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) リフォーム工事 住宅の修繕、一部改築、増築若しくは模様替え、住宅の機能向上のために行う補修若しくは改造又は設備改善のための工事をいう。

(2) 転入世帯 次のア又はイに該当する世帯をいう。

ア 本市以外の市町村に1年以上継続して居住していた世帯であって、当該年度の前年度の1月1日以後に本市に転入し、又は当該年度の3月25日までに転入する予定であるもの

イ 本市以外の市町村に1年以上継続して居住していた者であって当該年度の前年度の1月1日以後に本市に転入し、又は当該年度の3月25日までに本市に転入する予定である者及び当該年度の前年度の12月31日以前から継続して市内に居住する者とは婚姻し、及び同居することにより形成される世帯

(3) 世帯同居 当該年度の前年度の12月31日以前から継続して市内に居住する者の属する世帯（以下「親世帯」という。）と、その者の子又は孫が属する転入世帯（以下「子世帯」という。）とが同居することをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による大津市定住促進リフォーム補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 転入世帯の構成員であって、5年以上継続して居住する意思をもって住宅のリフォーム工事を行う者であること。

イ 親世帯又は子世帯の構成員であって、5年以上継続して世帯同居する意思をもって住宅のリフォーム工事を行う者であること。

(2) 納期限の到来している大津市税を滞納していないこと。

(3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者であること。

(4) 補助金の交付を受けようとするリフォーム工事に関して、本市の他の補助金等の交付を受けていない者であること。

(施工業者)

第4条 補助金の交付の対象となるリフォーム工事（以下「補助対象工事」という。）に係る施工業者（以下「施工業者」という。）は、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人とする。

2 施工業者は、第三者に対し、補助対象工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

3 施工業者は、適切かつ適法に補助対象工事を行わなければならない。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 補助対象者又はその2親等以内の親族が所有する住宅

(2) 市内に所在する住宅

(3) 建築後1年以上経過した住宅

(4) この要綱による補助金の交付を受けてリフォーム工事を行ったことがない住宅

(補助対象工事)

第6条 補助対象工事は、補助対象住宅のリフォーム工事で、次条に規定する補助対象経費（消費税等相当額を含む。）が200,000円以上であり、かつ、当該年度の2月末日までに工事が完了し、工事代金の支払がなされるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は補助対象としない。

(1) 補助金の交付決定の前に着手した工事

(2) 新築時に併せて行う工事

(3) 下水道接続工事

(4) 補助金の交付を受けようとするリフォーム工事について、補助対象者又はその同居する者が代表を務める施工業者に発注する工事

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費とし、次に掲げるものは、補助対象としない。

(1) 土地購入費

- (2) 外構工事に係る経費
- (3) 直接居住の用に供する部分以外の部分に係る費用
- (4) 仮住居等の使用に要する費用
- (5) 使途の明確でない費用
- (6) 備品等の購入に要する経費
- (7) その他市長が補助対象工事に関係がないと認める費用

(補助金額)

第8条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の10パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の範囲内で市長が定める額（300,000円を限度とする。）とする。ただし、転入世帯のうちに次に掲げる者があるときは、当該経費の20パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の範囲内で市長が定める額（600,000円を限度とする。）とする。

- (1) 15歳未満の子（15歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない者をいう。以下同じ。）
  - (2) 出産予定者（補助金の申請の日において出産する予定である者であって、出産した場合においてその出産した子と同居する予定であるものをいう。以下同じ。）
- (交付の申請)

第9条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市定住促進リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) リフォーム計画書（様式第2号）
- (2) リフォーム工事箇所の図面
- (3) 住民票（補助対象住宅に居住し、又は居住する予定である全員のもの）
- (4) 転入世帯のうち市外から転入した者が1年以上市外に居住していたことを証する書類
- (5) 補助対象住宅の所有状況及び建築年を証する書類
- (6) 補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）と補助対象住宅の所有者が異なる場合にあつては、リフォーム工事承諾書（様式第3号）及び申請者と所有者が2親等以内の親族であることを証する書類

- (7) 世帯同居の場合にあつては、親世帯に属する者と子世帯に属する者の関係を証する書類
- (8) 転入世帯のうちに出産予定者がある場合(当該世帯に15歳未満の子がある場合を除く。)にあつては、母子健康手帳の写しその他出産予定であることが確認できる書類
- (9) 申請者に係る大津市税の完納証明書
- (10) 工事見積書の写し(内訳及び明細が記されたもの)
- (11) 補助対象工事を行う部分の施工前の現況写真及び物件の全景写真
- (12) その他市長が特に必要と認める書類

3 第1項に規定する申請の受付期間は、当該年度の4月20日から12月28日までとする。ただし、これらの日が大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する本市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、それぞれこれらの日の直前の休日でない日とする。

(決定通知書)

第10条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市定住促進リフォーム補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市定住促進リフォーム補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第11条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市定住促進リフォーム補助金交付決定取消通知書(様式第6号)又は大津市定住促進リフォーム補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第12条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市定住促進リフォーム補助事業変更承認申請書(様式第8号)又は大津市定住促進リフォーム補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)とする。

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) リフォーム計画書(様式第2号)
- (2) 工事見積書の写し(内訳及び明細が記されたもの)
- (3) リフォーム工事箇所の図面
- (4) 補助対象工事を行う部分の施工前の現況写真及び物件の全景写真
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

(承認通知書等)

第13条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市定住促進リフォーム補助事業変更承認決定通知書(様式第10号)若しくは大津市定住促進リフォーム補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第11号)又は大津市定住促進リフォーム補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第12号)若しくは大津市定住促進リフォーム補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(実績報告書)

第14条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市定住促進リフォーム補助事業実績報告書(様式第14号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象住宅に転居した者に係る住民票
- (2) 施工業者の発行する工事完了証明書(様式第15号)
- (3) 工事請負契約書の写し又は工事代金請求書(内訳及び明細が記されたもの)の写し
- (4) 工事代金領収書の写し
- (5) 工事実施後の施工箇所の完成写真
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

3 第1項の実績報告書は、当該年度の3月25日(その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日)までに提出しなければならない。

4 市長は、第1項の実績報告書の提出時点において、転入世帯の転入が確認できないときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

5 市長は、第1項の実績報告に基づき、補助金の額を算定し、その額と交付決定額とを比較して少ない方の額を補助金の額として確定するものとする。

(確定通知書)

第15条 規則第15条の規定による通知は、大津市定住促進リフォーム補助金確定通知書(様式第16号)により行うものとする。

(交付請求書)

第16条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市定住促進リフォーム補助金交付請求書(様式第17号)とする。

2 前項の交付請求書は、原則として、前条の通知書を受領した日から1週間以内に提出しなければならない。

(取消通知書)

第17条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市定住促進リフォーム補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により行うものとする。

（返還通知書）

第18条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市定住促進リフォーム補助金返還通知書（様式第18号）により行うものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。



## 2 補助対象住宅に居住する（予定の）者について

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	大津市への転入前の住所
	年齢		
	世帯主	大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	
転入（予定）年月日：			

## 3 親世帯について（該当の場合のみ）

フリガナ 氏名	子世帯の <u>世帯主と</u> <u>の続柄</u>	生年月日	フリガナ 氏名	子世帯の <u>世帯主と</u> <u>の続柄</u>	生年月日
	年齢			年齢	
		大・昭・平・令 年 月 日			大・昭・平・令 年 月 日
		大・昭・平・令 年 月 日			大・昭・平・令 年 月 日
住所：大津市					

## ※添付書類

- (1) リフォーム計画書（様式第2号）
- (2) リフォーム工事箇所の図面
- (3) 住民票（補助対象住宅に居住し、又は居住する予定である全員のもの）
- (4) 市外から転入した者が1年以上市外に居住していたことを証する書類
- (5) 補助対象住宅の所有状況及び建築年を証する書類
- (6) 申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合にあつては、リフォーム工事承諾書（様式第3号）及び申請者と所有者が2親等以内の親族であることを証する書類
- (7) 世帯同居の場合にあつては、親世帯に属する者と子世帯に属する者との関係を証する書類
- (8) 転入世帯のうちに出産予定者がある場合（当該世帯に15歳未満の子がある場合を除く。）にあつては、母子健康手帳の写しその他出産予定であることが確認できる書類  
※母子健康手帳の父母の氏名が記載された面及び医療機関による妊娠中の診療の記録が記載された面等
- (9) 申請者に係る大津市税の完納証明書
- (10) 工事見積書の写し（内訳及び明細が記されたもの）
- (11) 補助対象工事を行う部分の施工前の現況写真及び物件の全景写真
- (12) その他市長が特に必要と認める書類

## 大津市定住促進リフォーム補助金 確認項目

以下の項目の全てを確認し、でチェックしてください。

- 補助対象住宅は、申請者又は2親等以内の親族の所有物件である。
- 市外からの転入（予定）日については、当該年度の前年度の1月1日以降から当該年度の3月25日までの期間に該当する。
- 市外からの転入（予定）者については、市外に継続して1年以上住所を有していた。（有している。）
- 申請者は、大津市税に滞納がない。
- 今回の申請工事について、大津市の他の制度の補助は受けていない。（受ける予定がない。）
- これまで大津市定住促進リフォーム補助金の交付を受けたことはない。
- 当該年度の2月末日までに工事が完了し、工事代金の支払を終えることができる。
- 当該年度の3月25日までに当該補助対象住宅に居住予定の者が全員居住することができる。
- 補助対象住宅は居住用資産であり、工事後も引き続き5年以上居住する意思をもっている。
- 補助金の交付決定前に工事に着手しない。
- 新築時に併せて行う工事でない。（築1年以上経過していることを条件とする。）
- 施工業者は市内に本店登記のある法人（営業所のみは対象外）又は市内に住所のある個人である。
- 補助金の交付を受けようとする工事は、補助対象者又はその同居する者が代表を務める施工業者に発注する工事ではない。
- 世帯のうちに出産予定者がある場合にあっては、その出産した子と補助対象住宅において同居する予定である。



リフォーム工事承諾書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 住 所

氏 名

大津市定住促進リフォーム補助金の申請に当たり、次のとおり住宅の所有者にリフォーム工事及び当該補助金の申請をすることに承諾を得ましたので提出します。

記

大津市定住促進リフォーム補助金の申請に当たり、当該補助金の交付の対象となる住宅の所有者である私は、リフォーム工事及び補助金の申請をすることを承諾します。

年 月 日

（住宅の所在地） 大 津 市

（住宅の所有者） 住 所

氏 名

印

大津市定住促進リフォーム補助金交付決定通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市定住促進リフォーム補助金の交付について、次のとおり決定したので、大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
交付決定金額	金 円
交付条件	<p>(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市定住促進リフォーム補助金交付要綱の規定を遵守すること。</p> <p>(2) 補助事業の内容を変更する場合は、大津市定住促進リフォーム補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、大津市定住促進リフォーム補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。</p> <p>(4) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。</p> <p>(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けること。</p> <p>(6) この補助金に係る事業実績報告書を事業終了後3月25日までに、速やかに提出すること。</p> <p>(7) この補助金に係る事業実績報告書の提出時まで、転入世帯に係る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による転入届を行うこと。</p>

大津市定住促進リフォーム補助金交付申請棄却(却下)決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市定住促進リフォーム補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
交付申請金額	金 円
交付しないことと決定した理由	

大津市定住促進リフォーム補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市定住促進リフォーム補助金に  
ついて、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則 第9条第5項  
第19条第4項  
の規定により通知します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
交付決定金額	金 円
取 消 金 額	金 円
取消後の交付決定 (確定) 金額	金 円
取消しをした理由	

大津市定住促進リフォーム補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市定住促進リフォーム補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
交付決定金額	金 円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市定住促進リフォーム補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市定住促進リフォーム補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類	(1) リフォーム計画書（様式第2号） (2) 工事見積書の写し（内訳及び明細が記されたもの） (3) リフォーム工事箇所の図面 (4) 補助対象工事を行う部分の施工前の現況写真及び物件の 全景写真 (5) その他市長が特に必要と認める書類

様式第9号（第12条関係）

大津市定住促進リフォーム補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市定住促進リフォーム補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日

大津市定住促進リフォーム補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市定住促進リフォーム補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
承認した変更内容	
承認年月日	年 月 日

様式第11号（第13条関係）

大津市定住促進リフォーム補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

大津市

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市定住促進リフォーム補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第12号（第13条関係）

大津市定住促進リフォーム補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市定住促進リフォーム補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第13号（第13条関係）

大津市定住促進リフォーム補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

大津市

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市定住促進  
リフォーム補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大  
津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
承認しないことと 決定した理由	

大津市定住促進リフォーム補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

報告者 住所

氏名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市定住促進リフォーム補助事業について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり実績を報告します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
交付決定金額	金 円
工事着工日	着工 年 月 日
工事完了日	完了 年 月 日
工事経費総額 (補助対象経費)	金 円 (消費税等相当額を含む。) (金 円 (消費税等相当額を含む。))
添 付 書 類	(1) 補助対象住宅に転居した者に係る住民票 (2) 施工業者の発行する工事完了証明書 (様式第15号) (3) 工事請負契約書の写し又は工事代金請求書 (内訳及び明細が記されたもの) の写し (4) 工事代金領収書の写し (5) 工事実施後の施工箇所の完成写真 (6) その他市長が特に必要と認める書類

工事完了証明書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

施工業者 所在地 大津市

氏名・名称

㊞

連絡先

下記の工事について、完了したことを証明いたします。

記

1 施主氏名

2 施工場所 大津市

3 施工内容

4 工事期間 着工日 年 月 日

完工日 年 月 日

大津市定住促進リフォーム補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市定住促進リフォーム補助金について、次のとおり額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
交付確定金額	金 円
交付決定金額	金 円
工事経費総額 (補助対象経費)	金 円 (消費税等相当額含む。) (金 円 (消費税等相当額含む。))

大津市定住促進リフォーム補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

請求者 住所

氏名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市定住促進リフォーム補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助事業の名称		大津市定住促進リフォーム補助事業	
交付確定金額		金	円
交付請求金額		金	円
振 込 先  (申請者名義の口座に限る)	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 支店	
	口座番号	普通・当座・貯蓄預金 No.	
	口座名義	フリガナ 氏 名	

大津市定住促進リフォーム補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市定住促進リフォーム補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	金 円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補助事業の名称	大津市定住促進リフォーム補助事業
交付決定金額	金 円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	金 円 年 月 日
交付確定額	金 円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。